平成２４年（フ）第４４９号
金沢市小池町レ35番地、従前の住所金沢市鞍
筒町ニ６番地37
債務者　小田　陽子（旧姓吉野）
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第４５７号
金沢市若草町26番９号、従前の住所石川県河
北郡内灘町字千鳥台２丁目387番地
債務者　みこし亭平和町店こと　寺田　和広
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第４５８号
金沢市若草町26番９号、従前の住所石川県河
北郡内灘町字千鳥台２丁目387番地
債務者　寺田由美子
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第４５９号
石川県河北郡内灘町字向粟崎３丁目31番地
リブラルハイツ３－５号、従前の住所金沢市
桂町リ23番地５
債務者　王生　圭祐
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第４６０号
金沢市塚崎町ホ64番地１
債務者　江戸　佳苗
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２４８号
岐阜県瑞穂市稲里724番地２　リバティ穂積
305号
債務者　淺井由美子（旧姓山内）
1　決定年月日時　平成24年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第４９３号
兵庫県加古川市平岡町土山471番地　フォレ
ストコーポＢ―201号、従前の住所兵庫県加
古川市平荘町一本松525番地
債務者　平井美佐江（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５２４号
兵庫県神崎郡神河町杉431番地
債務者　船田　紀子
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５５６号
兵庫県加古川市平岡町山之上684番地の13
城の宮第１団地５Ｂ―106号
債務者　福戸山芳英
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５５７号
兵庫県加古川市平岡町山之上684番地の13
城の宮第１団地５Ｂ―106号
債務者　福戸山千賀子
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５７２号
兵庫県姫路市土山７丁目６番３―506号
ハッピーコート土山
債務者　近藤　大典
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５７３号
兵庫県加古川市八幡町上西条699番地
債務者　奥平　裕美
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１２６０号
広島市中区舟入中町８番２―306号　舟入松
尾ビル
債務者　沖世　良江（旧姓内野）
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３３号
高知市北竹島町18番地５
債務者　辰本　佐惠
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後２時50
分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第７１号
宮城県柴田郡柴田町大字入間田字新田54番地
債務者　阿部　由美
1　決定年月日時　平成24年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第８１１号
埼玉県川越市岸町２丁目20番地22
債務者　荻窪　佳子
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第９８号
千葉県茂原市八千代１丁目12番地１　サダヨ
シベルシオンＢ106
債務者　並木　元一（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係